

産業厚生常任委員会報告

令和 8 年 9 月 2 9 日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和8年9月11日午前9時55分から美浜町議会全員協議会室で、委員6名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、9月1日に本委員会に付託されました議案2件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る9月1日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、ただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第62号 美浜町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

質疑：今回の改正は名称の変更のみか。医療費助成の内容にも変更があるのか。

回答：関係法令の改正に伴い、法律の題名及び法人の名称を改めるものであり、助成の内容に変更はない。

質疑：支払基金の組織が再編される理由は何か。

回答：従来の診療報酬の審査・支払業務に加え、医療DXの推進、医療情報の収集・分析・連携、オンライン資格確認など、医療の情報化・電子化に対応した基盤整備を進めるための再編である。

質疑：組織の再編により審査が厳しくなることはないか。また、住民にとってどのようなメリットがあるのか。

回答：従来の診療報酬の審査・支払業務に変更はない。今後、医療DXの推進により、医療費助成の手続きが簡略化される可能性があり、医療費の管理精度や情報の正確性の向上、迅速なサービス提供が期待される。

議案第63号 美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：事業系一般廃棄物とはどのようなものか。また、減量に関する計画書は、各事業者に毎年提出を求めるのか。

回答：事務に伴う紙くずや廃棄するコピー用紙などが挙げられる。計画書は、各事業者に一律に毎年提出を求めるものではなく、大量排出が確認された場合に提出を求める。

質疑：大量に排出する事業所として、どのようなものを想定しているのか。また、大量排出の判断はどのように行うのか。

回答：大規模な店舗やオフィスビルなどを想定しているが、現時点では町内に大量に排出するような事業所はないと考えている。大量排出の判断については、清掃センターと協議し、排出量や焼却能力などを勘案して対応

する。

質疑：事業所から出る紙類は、焼却するのではなく、リサイクル業者に出して再利用することはできないのか。

回答：古紙回収については、リサイクル施設へ搬入できる業者と契約し、再生紙などへの再利用を図っている。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第62号 美浜町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第63号 美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前10時38分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。